入院時の食事代について 制度改正

入院時食事代が上がります

院した時は診療や薬にかかる費用 とは別に、食事代の一部を負担 します。国の施策により在宅療養 をしている人との負担の公平を図るため、平成 28年4月より患者負担額が1食あたり360円 に変更します。詳しくは右表を参照してください。

※住民税課税世帯のみ変更となります。

●入院時食事代(1食あたり)

	変更前 H28.3まで	変更後 H28.4 から	
住	民税課税世帯	260円	360 円
住民税 非課税世帯 低所得者 I			変更なし
	過去1年間の入院が 90日を超える	160円	変更なし
	低所得者I	100円	変更なし

国民健康保険に

平成 28 年度以降の主な注意点は以下の通りです

加入している皆さんへ

4月から新しい保険証(藤色)に切り替 わります。また、申告や届出を忘れな いようにご注意ください。

間住民課保険係 ☎ 22-7761

● 保険証の有効期限は3月31日まで

険証の切替時期です。現在、加入者がお持 の有効期限は3月31日余

までです。新しい保険証(藤色)は3月 末までに簡易書留で郵送します。不在や 宛先不明などで、保険証がお手元に届 かず役場に保管されている場合がありま すので、ご不明な場合はご連絡ください。



● 収入の申告をお忘れなく

成 28 年度の国保税は、国民健康保険世帯主および 国民健康保険加入者の前年中(平成27年1月1日~ 12月31日)の「総所得金額等」から計算し、7月に 賦課(割り当て)を行います。もし、世帯員の中に1人でも未申告 の人がいた場合、"本来軽減されるはずの国保税が軽減されない" "医療費が高額になったときの自己負担限度額が高くなる"などの 不利益が発生する場合があります。まだ申告していない人や所得 がないという人も、所得の申告を忘れないようにご注意ください。

こんなときは届出が必要です

- 退職などで健康保険が無くなったとき
- 2 就職などで新しい健康保険ができたとき
- 3 転居などで世帯が変更したとき
- 学生や施設入所など保険証が複数心要に なったとき



軽自動車税の

税率が変わります

4月から新しい税率に変更します。ま た、グリーン化特例により、環境に優 しい車には軽課税率が適用されます。

問 税務課 賦課係 ☎ 22-7762

【二輪・小型自動車】平成28年度から、税率が次のとおり引き上げられます。

古 稀 区 公	税 率 (年 額)		
車 種 区 分	平成 27 年度まで	平成 28 年度以降	
原動機付自転車(排気量 50cc 以下)	1,000円	2,000円	
原動機付自転車 (50cc超 90cc以下)	1,200 円	2,000 円	
原動機付自転車 (90cc超 125cc以下)	1,600 円	2,400 円	
原動機付自転車 ミニカー (50cc以下)	2,500 円	3,700 円	
軽二輪 (125cc超 250cc以下)	2,400 円	3,600 円	
二輪の小型自動車(250cc超)	4,000 円	6,000 円	

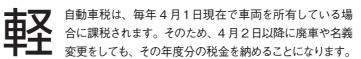
※小型特殊自動車(農耕用 フォークリフトなど)の 税率は変更ありません。

【三輪・四輪】

- 1 平成 27 年4月1日以降に新規登録する車両(新車)から、新税率(下表 图 欄)が適用されます。
- 2 新規登録から 13 年を経過した車両は、経年重課の税率(下表 欄)が適用になります。 平成 28 年度に重課税率が適用されるのは、初年検査年月が平成 14 年 12 月以前の車両です。
- ③ グリーン化特例(軽課)が導入されます。 対象車両▶平成27年4月1日~平成28年3月31日に新車新規登録された車 一定の環境性能を有する車両に、排出ガス燃費性能の基準に応じて25% ~ 75%税率を軽減する特例措置が導入されます。(平成28年度のみ)

車種区分		税 率 (年 額)						
		H27.3.31まで	で H27.4.1以降	登録後13年超 (経年重課) ④	軽課税率(グリーン化特例)			
			の登録車 🙆 の登録車 🕄		25% 軽減	50% 軽減	75% 軽減	
	三輪		3,100 円	3,900 円	4,600 円	3,000円	2,000円	1,000円
	乗用	自家用	7,200 円	10,800円	12,900 円	8,100円	5,400 円	2,700 円
四輪	来用	営業用	5,500 円	6,900 円	8,200 円	5,200 円	3,500 円	1,800 円
— Т Ш	貨物	自家用	4,000 円	5,000 円	6,000 円	3,800 円	2,500 円	1,300 円
		営業用	3,000 円	3,800 円	4,500 円	2,900 円	1,900 円	1,000円

廃車手続きはお済みですが



- ・バイクや軽自動車の現物を廃棄処分しただけでは、登録が残ります。 速やかに廃車手続きを行ってください。
- ・知人などに譲渡した場合も名義変更が必要です。
- ・盗難にあった場合、盗難届に加えて廃車手続きが必要です。
- ※ 詳しい手続きは、右表の場所にお問い合わせください。

軽自動車の種類	廃車手続き・問い合わせ先
原動機付自動車(125cc以下) 小型特殊自動車	福智町役場税務課 ☎ 22-7762
バイク (125cc 超~ 250cc 以下)	全国軽自動車協会連合会 ☎ 0948-82-1008
250cc 超の二輪バイク	筑豊自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2080
軽自動車	軽自動車検査協会 筑豊支所 ☎ 050-3816-1753